

令和5年4月18日

各関係団体の長 殿

茨城労働局労働基準部
健康安全課長

新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」に関して

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において示されたことから、令和5年4月14日付け事務連絡もって、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より別添のとおり通知があったところで

つきましては、本内容について了知いただくとともに、関係事業者等へ周知するようお願いいたします。